

会員様のご逝去されたときのお手続きについて

株式会社 丸広友の会

STEP1



友の会まで
お問い合わせください
☎ 049-224-2655
(10:00~18:00)

- ※ 会員情報開示・相続等の手続きの有無を確認いたします。
お手続きが必要な方へ書類を送付いたします。
各種書類をお届けするまでにお申し出より10日間程度お時間を要します。予めご了承ください。
- ※ お電話・ご来店での情報開示は行っておりません。
STEP2- **3** にて情報開示となります。予めご了承ください。

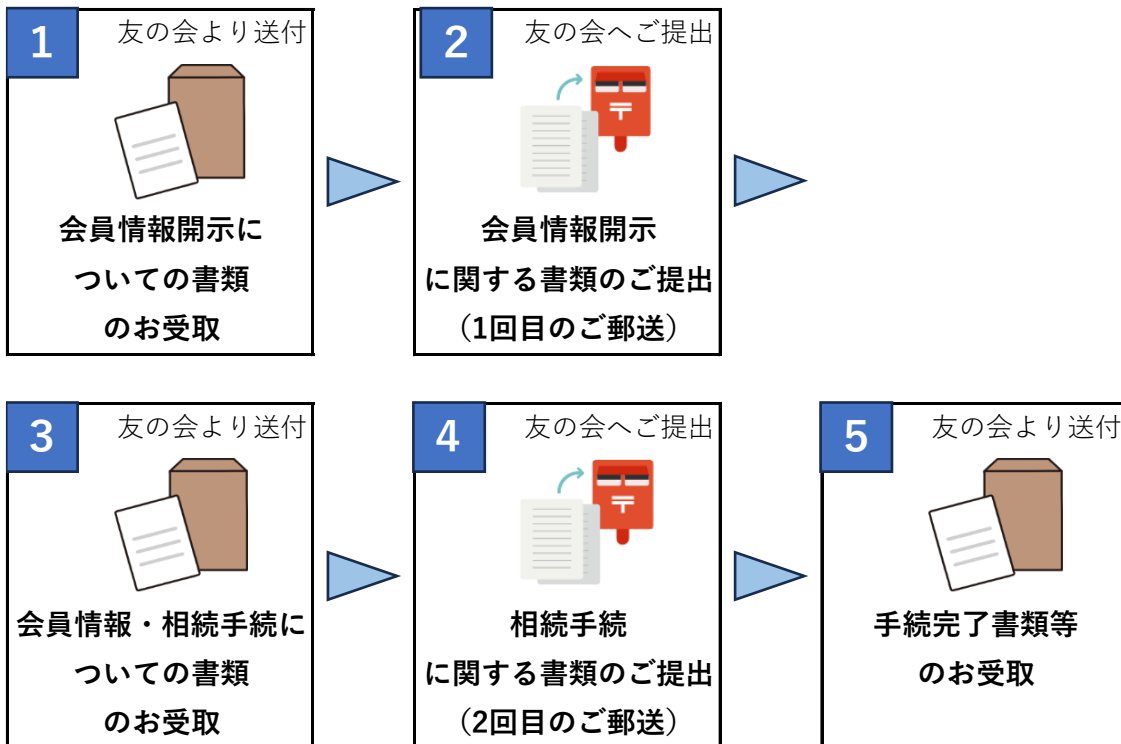
【会員情報開示】

- 会員情報開示のお手続きは、以下の方に限ります。
法定相続人 / 受遺者（包括受遺者または友の会会員の権利を相続する特定受遺者）
遺言執行者 / その他利害関係者（相続人の債権者、遺産の事務管理者等）

【会員情報開示後の相続手続】

- 相続のお手続きは、以下の方に限ります。
代表相続人 / 申出人（遺言執行者、受遺者〈遺言執行者が指定されていない場合〉）

STEP2



会員様の資産保護の観点よりお手続きにはご不便をおかけいたしますが、
何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。